

風水害等対策編 第3部 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧・復興の基本方針
- 第2節 災害復旧事業の推進計画
- 第3節 被災者の生活の確保
- 第4節 財政援助の確保

第1節 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「災害予防計画」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。

一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。

その場合、一刻も早く施設、産業、罹災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い由布市を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興計画では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- ・ 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- ・ 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- ・ 復興後の由布市の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- ・ 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、市は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の由布市の姿を明確にして、計画的な災害につよいまちづくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2節 災害復旧事業の推進計画

《 基本方針 》

災害復旧計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

第1項 復旧事業計画

公共施設等災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3) 都市施設災害復旧事業計画
- 4) 住宅災害復旧事業計画
- 5) 公立文教施設災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 医療施設災害復旧事業計画
- 8) 企業災害復旧事業計画
- 9) 公用財産災害復旧事業計画
- 10) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等、活動体制についての必要な処置をとる。

第2項 復旧事業計画に伴う財政援助

1. 災害復旧に係る財政援助措置

公共施設が災害により被害を受けた場合の復旧事業には、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令は、次のとおりである。

《 災害復旧事業の種類と財政援助等 》

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚特別援助法第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条第3項	激甚特別援助法第3条第1項
農林業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚特別援助法第6条第1項
都市施設災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚特別援助法3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	激甚特別援助法3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	激甚特別援助法3条第1項
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、第37条の2	激甚特別援助法3条第1項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、第26条	
感染症院隔離病舎災害復旧事業	感染症予防法第24条、第25条	激甚特別援助法3条第1項
感染症予防事業	感染症予防法第24条、第25条	激甚特別援助法3条第1項
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚特別援助法3条第1項
湛水排除事業		激甚特別援助法第3条第1項第14
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚特別援助法第8条第1項

第1章 災害復旧計画

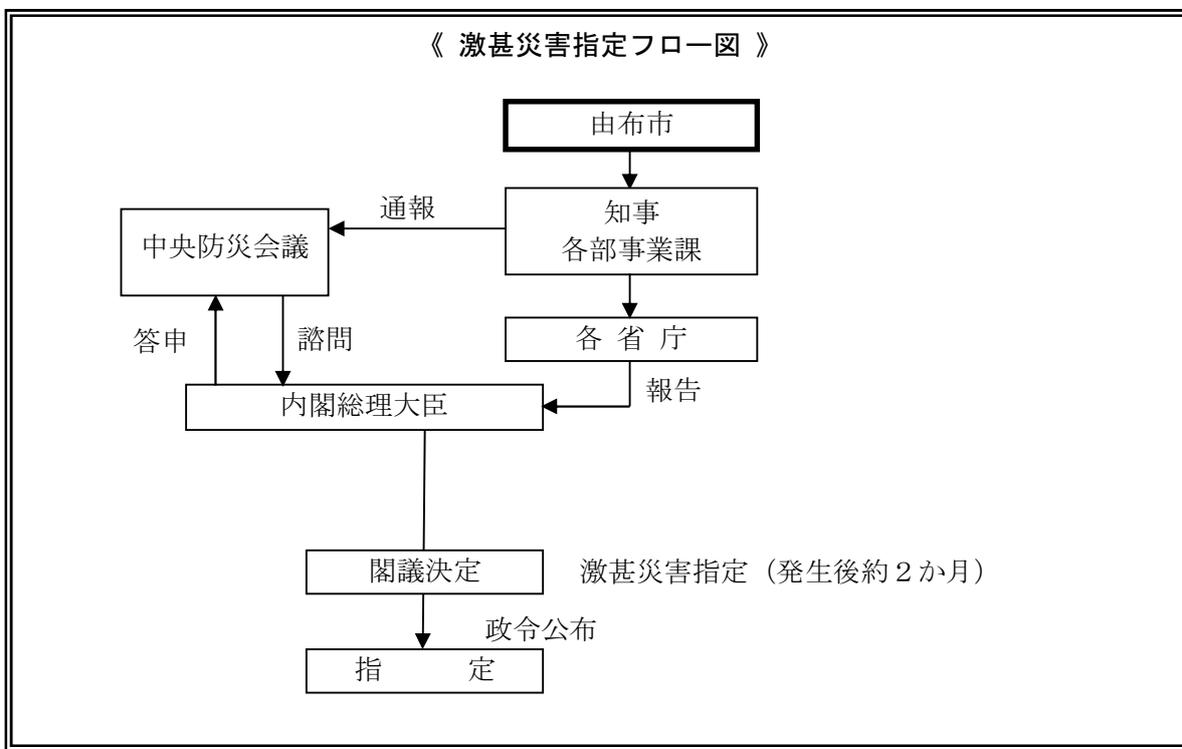
第2節 災害復旧事業の推進計画

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	激甚特別援助法第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業		激甚特別援助法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚特別援助法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚特別援助法第17条
水防資材費	水防法第33条の2	激甚特別援助法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	激甚特別援助法第22条
産業労働者住宅建設資金の融通		激甚特別援助法第7条
上水道、簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道、流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法第3条	
都市下水路災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法第3条	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	予算補助
火葬場災害復旧事業	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律	
災害特例債		小災害特例債 歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

注) 激甚特別援助法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略である。

2. 激甚法に定める基準

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定める。



激甚災害については、次の二とおりの指定基準がある。

1) 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

2) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ア. 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

イ. 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

第3項 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

また、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される「震災復興検討委員会」を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第3節 被災者の生活の確保

《 基本方針 》

災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

第1項 被災者台帳の整備及び情報提供

1. 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2. 被災者の生活再建等のための情報提供

県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、市は被災者台帳を作成する際、県に被災者に関する情報の提供を要請する。

第2項 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

1. 住宅の確保（土木対策班）

市は、損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2. 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、次により、住宅金融公庫から災害復興住宅の建設資金、または補修資金の融資を受けることができる。

1) 建設の場合

罹災直前の建物の価格の5割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは敷地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得金を、それぞれ建物資金とあわせて融資を受けることができる。

第1章 災害復旧計画

第3節 被災者の生活の確保

ア. 融資金の限度額

住宅の種別	災害復興住宅 建設資金限度額	土地取得費の 融資限度額	整地費の 融資限度額
耐火構造	1,460万円	970万円	380万円
準耐火構造			
木造	1,460万円		

耐火構造	準耐火構造	木造
35年	35年	25年

2) 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、被災直前の建物の価格の5割未満の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。

(門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられる。)

また、補修に付随する住宅の移転については移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金とあわせて融資を受けることができる。

ア. 融資の限度額

住宅の種別	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火構造	640万円	380万円	380万円
準耐火構造			

第3項 雇用機会の確保

災害により被害を受けた市民がその痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業の斡旋を行い生活の確保を図る必要がある。

1. 雇用機会の確保

市は、被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談・求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

第4項 災害相談窓口

1. 災害相談窓口の開設

大規模災害の発生等により、罹災した市民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

また、災害相談窓口は市災害対策本部の各班により編成し、行方不明の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受けつける。

第5項 租税等の徴収猶予及び減免等

1. 市税の減免等の措置（調査班）

罹災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長する。

2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時的に納付または納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3) 市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

2. 県税の徴収猶予（窓口：大分県税事務所 TEL:097-532-3818）

財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

1) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

2) 県税の減免

ア. 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

イ. 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋の取得について減免する。

ウ. 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

エ. 特別地方消費税

災害により徴収した特別地方消費税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その特別地方消費税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

オ. 軽油引取税

災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

3. 国税の減免等の措置(窓口：大分税務署 TEL:097-532-4171)

- 1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
- 2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- 3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - ア. 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ. 通常の場合の徴収猶予
 - ウ. 災害減免法に基づく徴収猶予等

第6項 罹災・被災証明書の発行

1. 罹災証明の発行

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が罹災証明書を発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-1 「罹災証明の様式」

1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- ア. 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ. 火災による全焼、半焼、水損

2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

3) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

ア. 県が主催の住宅被害認定研修会を受講した職員を中心として実施する。

なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ. 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ. 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。

4) 被害家屋調査の実施

ア. 調査期間

初回被害家屋調査は、2次災害等の恐れがなくなり次第実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ. 調査方法

被害家屋を対象に複数の調査員で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

5) 被害家屋の判定基準

罹災証明を発行するにあたっての家屋の被害の判定は、内閣府が示す「災害の被害認定基準」並びに「被害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヶ月以内の状況をもとに行うこととする。

6) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

7) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

8) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置

するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

2. 被災証明の発行

被災証明は、被災した事実を証明するものである。

被災証明書は、被災証明の対象となる有形財産等の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が被災証明書を発行する。

1) 被災証明の対象

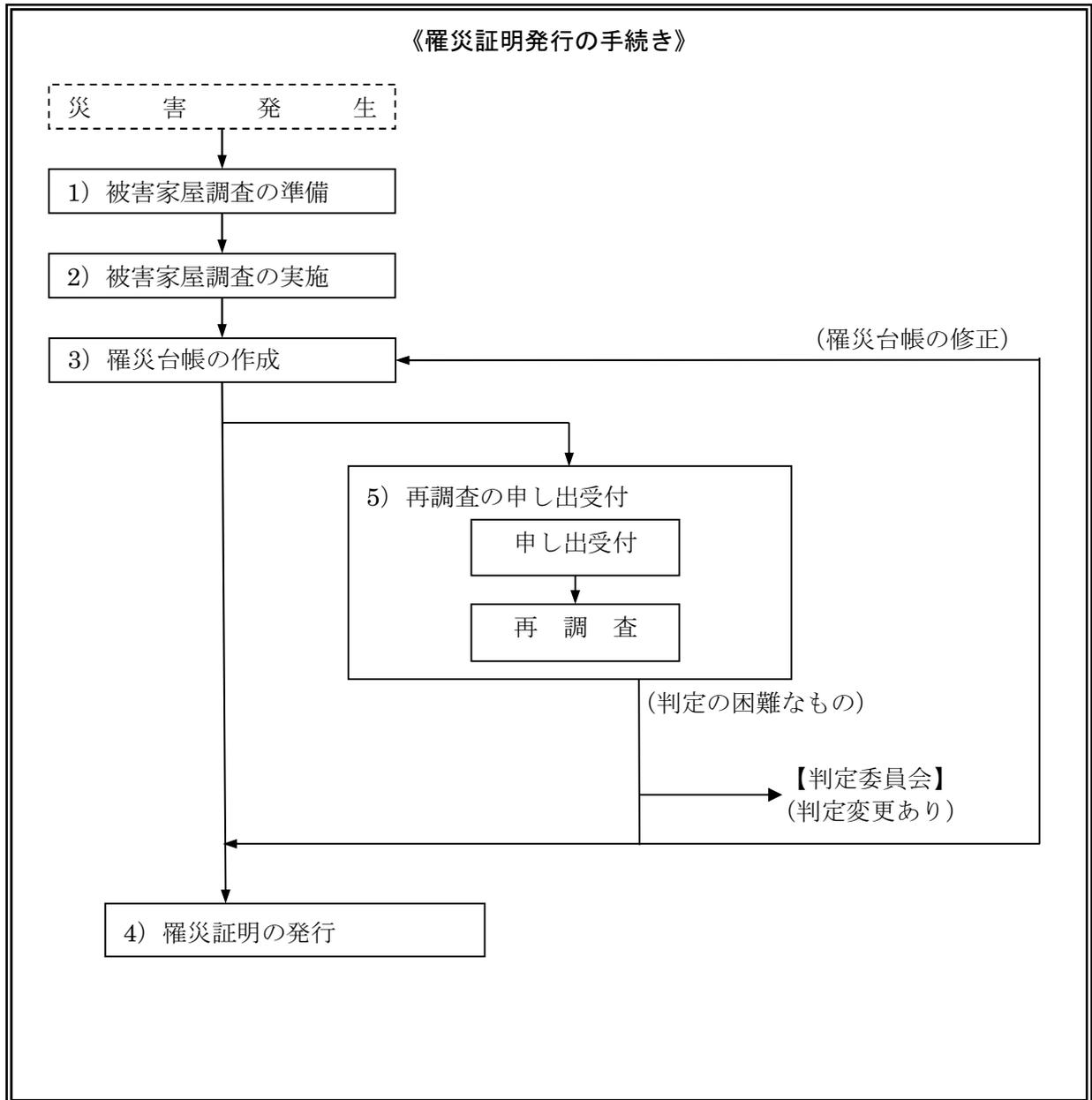
被災証明は、住家以外の家財、車、店舗、工場等の有形財産及びライフライン(以下「有形財産等」という。)を対象とする。(人、土地等については対象外)

2) 被災証明を行う者

被災証明は、証明の対象となる有形財産等が所在する市長が行うこととする。

3) 被災証明の様式

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-2 「被災証明の様式」



第4節 財政援助の確保

(救援班・調査班)

《 基本方針 》

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

第1項 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金等の支給

市は、「由布市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年10月1日条例第120条）」及び「由布市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年10月1日規則第69号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給し、ならびに災害援護資金を貸付ける。

また、これらの災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

さらに、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な窓口等を設置する。

1) 災害弔慰金

ア. 災害弔慰金の支給等に関する法律

災害弔慰金	定義	本市の区域内に住所を有する者（以下「市民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者 ③災害障害見舞金の受給者	500 万円 250 万円 災害障害見舞金の額を控除した額
	遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族の範囲 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	
	対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害	
	死亡の推定	当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。（法第4条の規程による。）	

イ. 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

災害弔慰金	定義	本市の区域内に住所を有する者（以下「市民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者 ③災害障害見舞金の受給者	250 万円 125 万円 災害障害見舞金の額を控除した額
	遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族の範囲 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	
	対象となる災害	県内で発生した ^ア 以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等	
	死亡の推定	当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。（法第4条の規程による。）	

2) 災害障害見舞金

ア. 災害弔慰金の支給等に関する法律

災害障害見舞金	定義	市民が災害により負傷し、または疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障がいがある（以下「障がい者」という。）とき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250 万円 125 万円
	傷害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
	対象となる災害	1) ア.に同じ	

イ. 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

災害 障 害 見 舞 金	定義	市民が災害により負傷し、または疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障害がある（以下「障がい者」という。）とき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	125 万円 62.5 万円
	傷害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
	対象となる災害	1) イ.に同じ	

3) 災害援護資金

災害 障 害 見 舞 金	定義	災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。
	支給 額	貸付限度額（1災害における1世帯） a. 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 ②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ③住居が半壊した場合 270万円 ④住居が全壊した場合 350万円
	給 額	b. 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円 ②住居が半壊した場合 170万円 ③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円 ④住居の全体が滅失もしくは流失した場合 350万円
	舞 金	c. a. の③またはb. の②もしくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
償 還 期 間 等	期間 償還期間は10年、据置期間はそのうち3年 利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年3パーセント 償還等 年賦償還または半年償還 償還方法は、元利均等償還の方法	

2. 調査要領及び申請資料関係

災害弔慰金等の支給及び災害障害見舞金等の貸付を行う場合には、「由布市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」に基づき、必要な調査を行ったうえ、遺族であることの関係証明書等の提出により支給を行う。

なお、必要な調査は「災害弔慰金支給調査票」及び「災害障害見舞金支給調査票」を参照する。

3. 生活福祉金

被災した低所得者世帯で資金の貸し付けと民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

4. 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合等、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

5. 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

1) 生活保護法による扶助の種類

- ア. 生活扶助
- イ. 住宅扶助
- ウ. 教育扶助
- エ. 医療扶助
- オ. 出産扶助
- カ. 生業扶助
- キ. 葬祭扶助

第2項 義援金配分計画

罹災者あてに寄託された義援金品について、受付及び配分の円滑化に努める。

1. 受付方法

罹災者あてに寄託された義援金品の受付及び配分は、“救援班”が主体となり、受付及び配分計画を樹立し、効率的な配分に努める。

義援金品については、“救援班”が主体となり、配分計画に基づく管理並びに配分を行っていく。

1) 義援金品の受付要領

- ア. 受付期間は概ね災害発生の日から1ヶ月以内とする。
- イ. 市民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。(県→報道)
- ウ. 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- エ. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- オ. 受付期間は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- カ. 義援金品は、市長及び災害対策本部宛で集る。

《 受付帳簿の様式 》

義援金品受付状況報告 (機関名)

受付月日	金額	寄 贈 者	
	(品名・数量)	氏 名	住 所

2. 配分方法(配分計画に基づき検討)

1) 対象者

義援金品配分対象者

- ア. 死者・重傷者（義援金のみ）
- イ. 全壊（焼）世帯
- ウ. 流失世帯
- エ. 半壊（焼）世帯
- オ. 床上浸水世帯

2) 配分基準

《 義援金配分基準 》

区 分	配分比率
死 者	10
重傷者（1ヶ月以上の治療）	5
軽傷者（1ヶ月未満の治療）	3
全壊（焼）世帯	2
半壊（焼）世帯	1

《 義援品配分基準 》

区 分	配分比率
全壊（焼）世帯	3
半壊（焼）世帯	2
床上浸水世帯	1

3. 義援金品に関する広報等

1) 義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、その内容のリスト及び送り先を市災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2) 義援金の使用

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。